

まちなみ



～人と環境に優しいまちづくりを目指して～

第62号

令和3年7月1日

編集・発行 羽村市区画整理部 区画整理総務課
区画整理推進課

就任にあたって

羽村市長 橋本 弘山

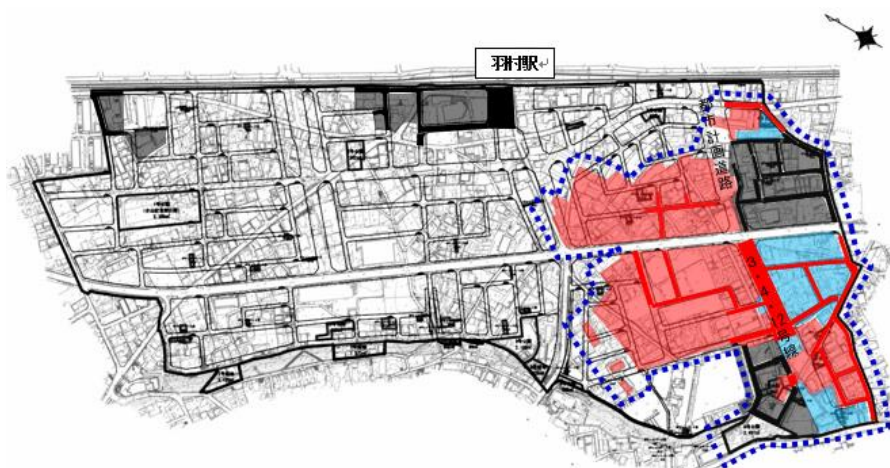
市民ならびに関係権利者の皆様には、日ごろから羽村駅西口土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本事業の安全かつ合理的な施行を目的に設定した優先整備地区は、本格的なハード整備に着手して7年目を迎え、おおむね順調に事業の推進が図れております。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大など、厳しい状況が続いておりますが、こうした困難な時にあっても羽村市が将来にわたり発展し続けられるよう、本事業をはじめとした各施策について、私自身の目で検証を進めながら新しい、魅力ある「はむら」を市民の皆様とともに作り上げてまいりたいと考えています。

だれもが「安心・安全・快適」に暮らしていける、より良いまちづくりを目指してまいりますので、今後ともご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和3年度以降の整備範囲



第62号の主な内容

1. 令和3年度の整備概要
2. 令和2年度の工事の進捗状況
3. その他のお知らせ

	令和3～5年度の移転工事範囲
	過年度移転完了範囲
	過年度工事完了範囲

1. 令和3年度の整備概要

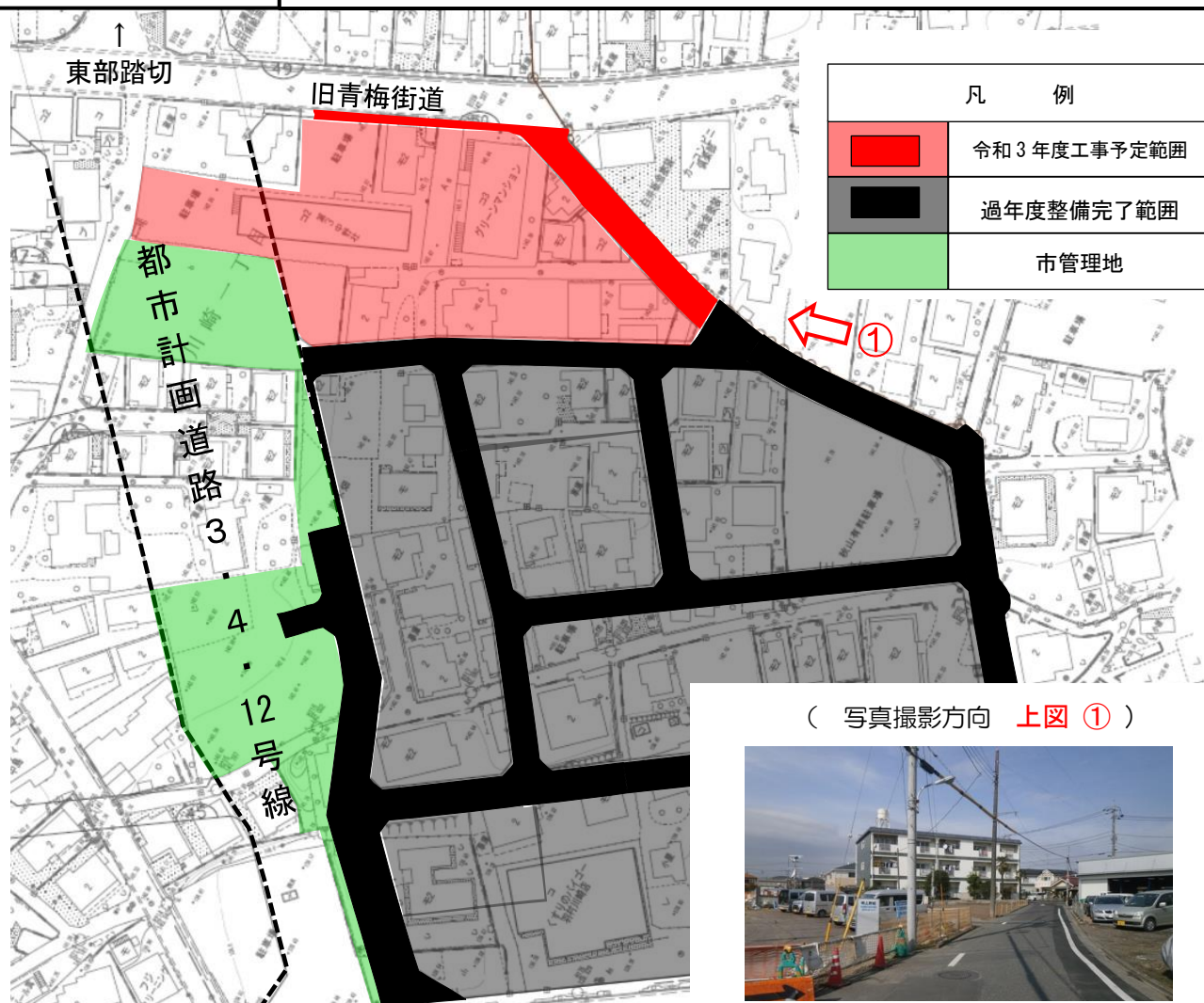
令和3年度は、市政方針のもと、事業の検証を進めますが、これまでにご協力をいただいた関係権利者の皆様へ影響が生じないよう、令和2年第1回定例会で議決され債務負担行為を設定した令和2年度から令和5年度までの4年間の事業範囲については、計画どおり整備を進める予定であり、現在着手している地区の整備は着実に進めてまいります。

今年度に行う「川崎一丁目周辺」及び「羽村大橋周辺」における工事概要をお知らせします。移転協議の状況や埋蔵文化財調査の進捗状況により、移転や工事の実施時期を変更する場合がありますので、ご不明な点については土地区画整理事務所へお問い合わせください。

また、令和4年度以降の工事概要については、建物移転等の進捗状況を踏まえ、適宜お知らせしてまいります。

川崎一丁目周辺

羽村大橋周辺の整備とともに、都市計画道路3・4・12号線の早期整備を目指し、引き続き、既に移転されている関係権利者等の仮換地先を確保するため、建物等の移転や宅地の造成工事、区画道路の整備を進めます。

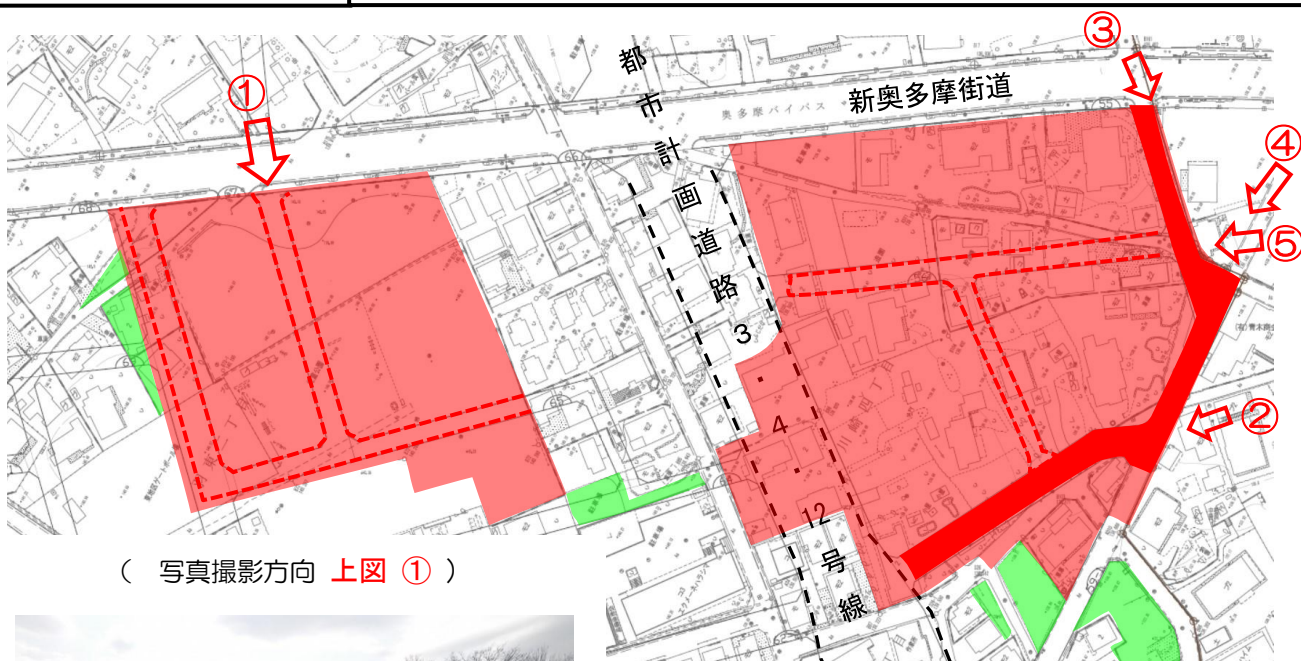


新型コロナウイルスへの対応

建物調査や移転協議を進める際は、マスクの着用など、感染予防対策を十分に講じた上で実施しますとともに、対面ではなく書面等によりご挨拶をさせていただく場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

羽村大橋周辺 (新奥多摩街道側)

朝夕の渋滞の激しい羽村大橋東詰交差点の渋滞緩和と、羽村駅東口方面へと続く都市計画道路 3・4・12 号線の早期整備を目指し、既に移転されている関係権利者等の仮換地先を確保するため、建物等の移転・埋蔵文化財調査後に宅地の造成や区画道路の整備を進めます。



(写真撮影方向 上図 ①)



(写真撮影方向 上図 ②)



(写真撮影方向 上図 ④)



凡 例	
	令和3年度工事予定範囲
	過年度整備完了範囲
	市管理地

(写真撮影方向 上図 ③)



(写真撮影方向 上図 ⑤)



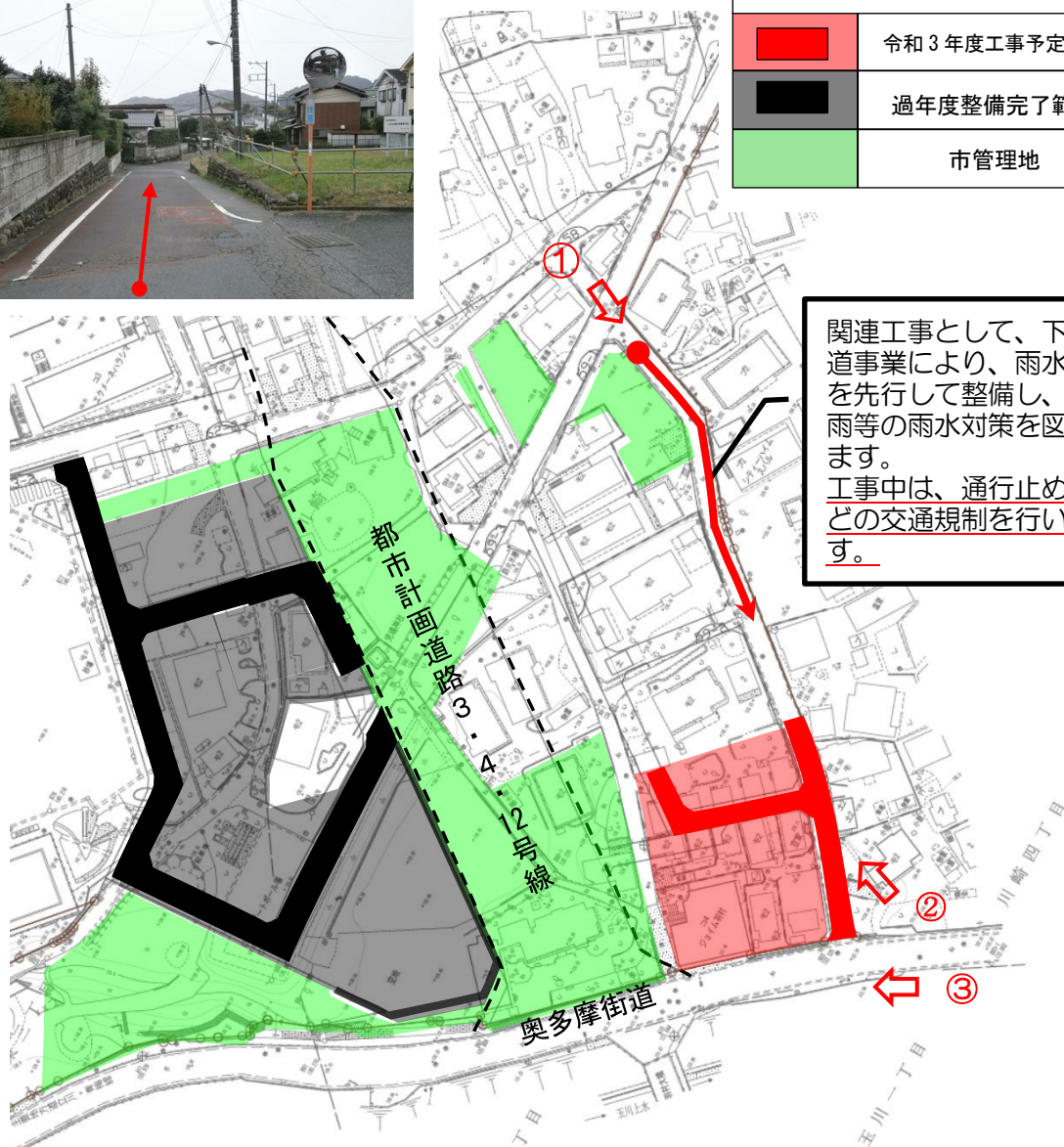
羽村大橋周辺 (奥多摩街道側)

朝夕の渋滞の激しい羽村大橋東詰交差点の渋滞緩和と、羽村駅東口方面へと続く都市計画道路 3・4・12 号線の早期整備を目指し、既に移転されている関係権利者等の仮換地先を確保するため、宅地の造成や区画道路の整備、建物等の移転を進めます。

(写真撮影方向 下図 ①)



凡 例	
	令和3年度工事予定範囲
	過年度整備完了範囲
	市管理地



(写真撮影方向 上図 ②)



(写真撮影方向 上図 ③)



2. 令和2年度の工事の進捗状況

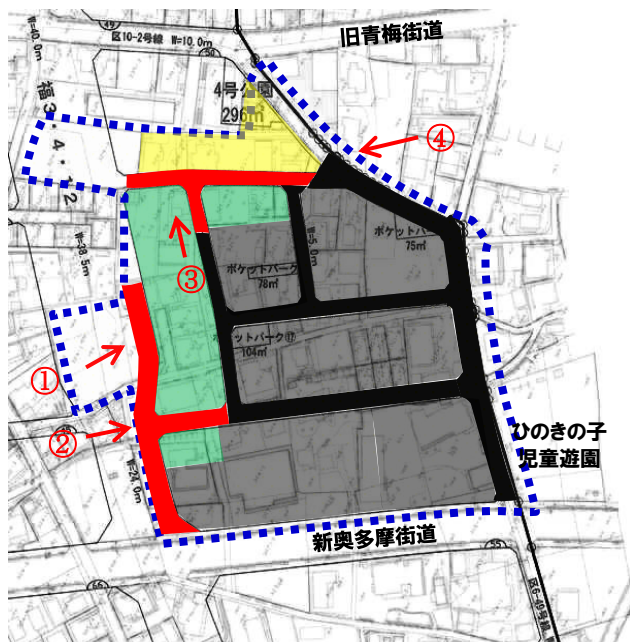
令和2年度に優先的に整備を進めた2地区の整備概要をお知らせします。

「川崎一丁目周辺」では、昨年度に引き続き、区画道路や宅地造成の整備を行うとともに、過年度に整備が完了した換地先に、権利者の方々による建物の建築が順次進められています。

また、「羽村大橋周辺」では、移転にご協力をいただいた権利者の方々による建物の解体が進められ、今後は、埋蔵文化財調査、移転工事を順次進めていく予定としています。

① 川崎一丁目周辺の整備

令和元年度に整備した既設の道路に接続する区画道路の築造工事、宅地の造成工事等を行いました。



凡 例	
道路工事箇所	
宅地造成箇所	
建物等移転完了範囲	
過年度整備済み箇所	

【令和2年度の整備状況】(左図 ①)



【工事着手前】(上図 ②)



【工事完了後】(上図 ②)



【工事着手前】(上図 ③)



【工事完了後】(上図 ③)



【工事着手前】(上図 ④)

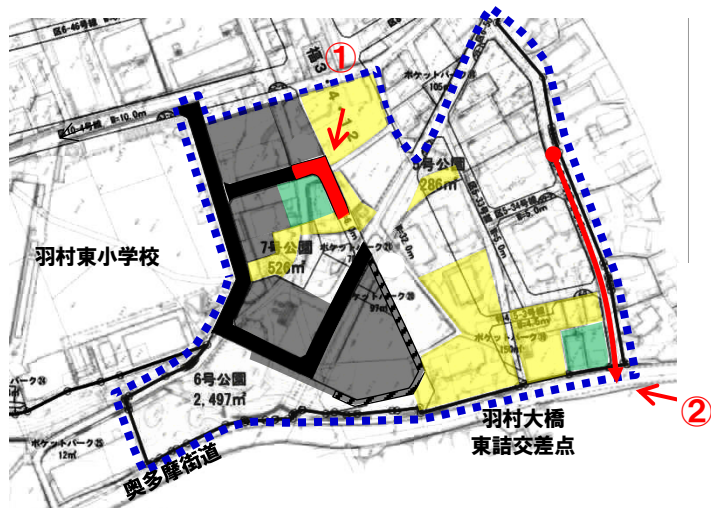


【工事完了後】(上図 ④)



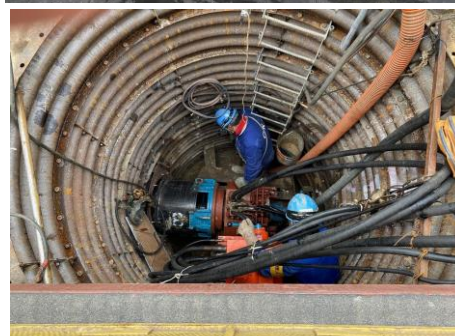
② 羽村大橋周辺の整備（奥多摩街道側）

移転にご協力をいただいた権利者の方々による建物の解体が進められるとともに、宅地の造成や区画道路の整備、集中豪雨に備え下水道事業による雨水本管の推進工事を行いました。



凡 例	
道路工事箇所	
宅地造成箇所	
建物等移転完了範囲	
過年度整備済み箇所	

（下水道事業）
雨水本管の推進工事



【令和2年度 工事着手前】（上図 ①）



【令和2年度 工事完了後】（上図 ①）



【令和2年度 移転前の状況】（上図 ②）

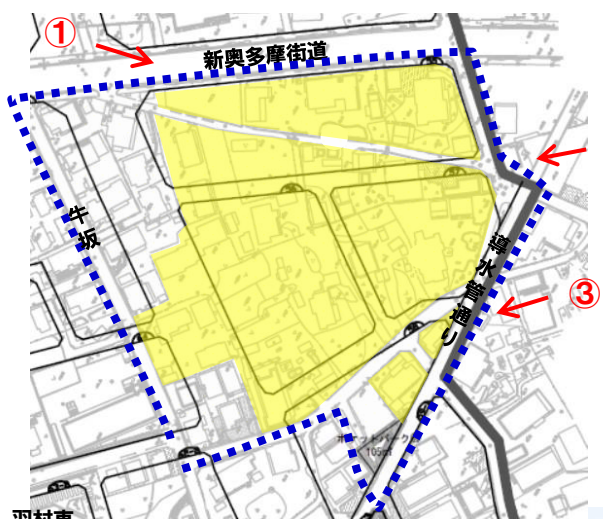


【令和2年度 建物解体後の状況】（上図 ②）



③ 羽村大橋周辺の整備（新奥多摩街道側）

令和3年度以降の移転工事に向け、移転にご協力をいただいた権利者の方々による建物解体が進められました。



凡 例	
道路工事箇所	
宅地造成箇所	
建物等移転完了範囲	
過年度整備済み箇所	

【令和2年度 建物解体後の状況】（上図 ①）



【令和2年度 移転前の状況】（上図 ②）



【令和2年度 建物解体後の状況】（上図 ②）



【令和2年度 移転前の状況】（上図 ③）



【令和2年度 建物解体後の状況】（上図 ③）



3. その他のお知らせ

移転後の住所について

羽村駅西口土地区画整理事業地内において「仮換地（移転後の土地）」に住宅を新築した際の住居表示は、原則、事業施行期間において、「従前地（移転前の土地）」の表示が引き継がれます。

羽村市では、仮換地先に再建をいただいた皆様の宛先や安全に配慮し、仮換地の建築状況や住居表示について、福生警察署及び福生消防署に適宜、情報提供をしております。

また、郵便局や運送会社と調整を行い、仮換地先で新築された方に対し、市民課で交付される「住居番号（付定）通知書」に基づき、任意を前提として権利者ご自身が仮換地の情報を各運送会社等に提供していただくことにより、仮換地先への郵送物の配送業務に活用していただくこととしております。

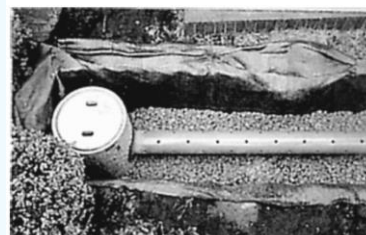
仮換地先における新築時には、市民課窓口へ新築届を提出していただくとともに、円滑な配達・配送業務にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

雨水浸透施設を 設置しましょう

雨水浸透ます



雨水浸透トレンチ



雨水を地下にしみ込ませることで、浸水被害が軽減されるとともに、地下水が豊富になるなど、水循環の保全にもなることから、羽村市では、雨水浸透施設（浸透ます・浸透トレンチ）の設置費用の一部を助成しています。

詳しくは、羽村市上下水道部上下水道業務課業務係までご相談ください。

電話 042-554-2269

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住 所】 羽村市羽東 1-29-35
【電 話】 042 - 570 - 7474
【開 所 日】 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
【開所時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

まちなみバックナンバー
（市公式サイト）



R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用